

平成24年度群馬県制度融資

中小企業者の資金繰り・積極経営を支援

平成24年度の県制度融資では、資金繰り支援として、「経営サポート資金」の融資枠600億円を確保するとともに、既往債務の返済負担の軽減を図るため、各種特例措置等を引き続き実施します。また、積極経営の支援として、「中小企業パワーアップ資金」の融資対象要件が新たに追加されました。詳細については、「県融資制度のご案内」をご覧ください。

資金繰りの支援

①経営サポート資金

・Aタイプ（東日本大震災被害に対応した売上急減要件）の発動及び、Cタイプ（災害関係保証要件）の金利引き下げを終了する。

・Eタイプ（東日本大震災被害対策資金）を廃止する。

②融資期間の延長措置（既貸し）

・平成24年10月以降、セーフティネット保証5号の対象業種が縮小された場合、対象業種から外れた中小企業者が借換に支障を来すことも想定される。このような事態に係る対応として、借換を行わなくても返済額の軽減が図れるよう、平成23年度以前

に融資実行された資金を対象として、最長で3年の融資期間の延長措置を実行する。

③据置期間1年延長

（既貸し+新規）

・再延長の方針が示されている中小企業金融円滑化法に係る対応として、小口資金を除く全資金（廃止資金を含む）を対象に実施する。

④ハツ場ダム対策

・③の資金において措置期間を更に1年延長（合計2年）する。

⑤借換制度の継続実施

・借換制度の実施を継続するとともに、再延長が示されている中小企業金融円滑化法に係る対応として、平成24年度未まで、借換要件の時限的な緩和措置を延長する。

積極経営の支援

中小企業パワーアップ資金

①海外展開支援

・海外販路開拓を支援するとともに、県内に軸足を置き、雇用を守りながら、海外に生産拠点等を設置しようとする中小企業者を支援するため、「海外展開要件」を創設する。経済の構造的変化に適應するために海外展開することが経営上必要な中小企業者で、次のいずれかに該当する事業を行う者が対象となる。

ア 海外市場での販路を開拓する事業

イ 海外に生産拠点等を設置する事業（但し、県内において、事業活動拠点（本社）が存続

し、かつ、県内において、従業員数の削減を行わないものに限る。）

②物流機能の強化

・物流事業者の企業体質強化に向け、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画への取り組みを促進するため、同計画の認定を受けた事業者を支援する「物流総合効率化法要件」を「はばたけ群馬推進枠」に創設する。

・「地域経済活性化要件枠」に「物流機能強化要件」として、既存の「北関東ベルトゾーン要件」を拡充し、対象エリアを県内全域に拡大する。

その他

・県の制度融資を受ける要件に、暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことが追加されており、暴力団等でないことの誓約書の提出が必要となっている。

・群馬ステイネーションキャンペーン支援資金は、事業終了のため廃止する。

平成24年度融資制度の概要（平成24年4月1日現在）

No	資金名	目的・用途	融資枠	上限金利	限度額	期 間(年)
1	小口資金	事業資金 無担保	*300億円	3.2%	設備・運転 1,250万円	設備 8(6か月) 運転 6(6か月)
	特別小口資金	事業資金 無担保・無保証人		3.2%	設備・運転 1,250万円	設備 8(6か月) 運転 6(6か月)
2	小規模企業事業資金	事業資金 無担保	150億円	2.5% (注5)	設備・運転 1,250万円	設備 8(6か月) 運転 6(6か月)
	小口零細企業資金	事業資金 無担保		2.1%	設備・運転 全ての信用保証協会の保証付き既借入残高と合計で 1,250万円	設備 8(6か月) 運転 6(6か月)
3	中小企業設備支援資金	汎用的設備資金	—	2.7%	設備 5,000万円	設備 10(2)
	人にやさしい福祉のまちづくり条例適合枠	基準適合設備		2.5%	設備 6,000万円	
4	中小企業パワーアップ資金	県内景気を牽引する中小企業の設備投資を積極支援（海外展開枠）	50億円 (5億円)	1.9%	設備・運転 2億円 海外展開要件は別枠1億円	設備 12(2) 運転 7(1)
	はばたけ群馬推進枠	新事業活動等支援経営革新		1.7%	設備・運転 2億円	
5	経営サポート資金	売上減少・取引先倒産等対策（事業転換支援枠）	600億円 (30億円)	1.9% (注6)	設備・運転 1億2,000万円	設備 10(2) 運転 10(1) ※一部運転 7(2)
6	緊急経営改善資金	既存制度融資（政策資金）の借換資金	*5億円	1.9%	制度融資 利用残高	運転 10(1)
7	中小企業再生支援資金	中小企業再生支援	A 2億円 B-1、*2 2億円 *C 1億円	A、B-1 1.9% (注6) B-2、C 金融機関 所定利率	A、B-1、C 設備・運転 6,000万円 B-2 求償権と同額	A、B-1、2 設備 10(2) 運転 10(1) C 原則 1
8	創業者・再チャレンジ支援資金	創業者・再チャレンジ支援	20億円	1.7% (注6)	設備 4,500万円 運転 2,500万円	設備 10(2) 運転 5(1)
9	企業立地促進資金	工業団地等への立地促進	80億円	工業団地等 1.3% その他 1.5%	土地・設備 15億円	土地 15(3) 設備 12(2)
当初予算融資枠計 ()は平成23年度当初予算の融資枠			1,210億円 (1,300億円)		預託しない資金を除く融資枠 904億円 (993億円)	

(注1) 期間欄の()は、内据置期間。平成24年度中に申請があった場合（新規融資実行時を含む）には、表中の据置期間を1年延長できる。【対象資金】小口資金を除く全資金

(注2) ハツ場ダム対策関連については、上記の対象資金において、さらに据置期間を1年延長できる。

(注3) 融資枠に*印が付された資金については、預託を行わない。

(注4) 中小企業設備支援資金は、融資枠を設定しない。

(注5) 平成23年度から保証任意の資金に制度変更。記載の上限金利は信用保証を付さない場合のものである（信用保証を付す場合は、付される信用保証が責任共有制度対象外の場合は2.1%、責任共有制度対象の場合は2.15%）。

(注6) 付される信用保証が責任共有対象外である場合の金利を記載。責任共有制度対象である場合には0.05%引き上げとなる。